

お客さまへ

大地みらい信用金庫

**「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて**

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当金庫では政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて、下記のとおり取組みを実施いたします。

今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

**1. 令和9(2027)年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止**

実施日	令和7年3月3日(月)
内容	令和9(2027)年4月以降を期日とする手形等(同日以降が振出日の先日付小切手を含みます)について、代金取立の受付を停止いたします。当該手形等を既にお持ちのお客さまは、令和7年2月28日(金)までにお取引店でお手続きをお願いいたします。

**2. 払戻請求書による当座預金からのお引き出しの取扱い開始**

実施日	令和7年3月3日(月)
内容	当座預金からの払戻しについて、現行の小切手の振出のほか、払戻請求書による取扱いを開始します。

**3. 当座預金の新規口座開設の停止**

実施日	令和7年3月3日(月)
内容	当座預金の新規口座開設を停止いたします。実施日(令和7年3月3日)以降は、「普通預金」(無利息型・決済用預金を含みます)等をご利用ください。なお、既に当座預金をご利用中のお客さまは引き続きご利用いただけます。

**4. 電子的な決済方法への移行のお願い**

手形・小切手に代わる決済方法として「でんさいサービス(でんさいライト含む)」、「インターネットバンキング」等の電子決済サービスのご利用をご案内しております。この機会にぜひともご検討いただきますようお願い申し上げます。詳しくはお取引店にご相談ください。

本件に関するお問合せ 業務ソリューション部 0153-24-4106

以上

